

国海総第284号

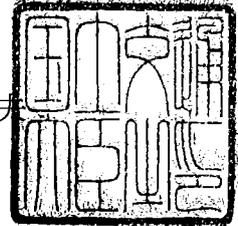
平成22年10月13日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

馬淵澄夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第116号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
東幸海運株式会社	兵庫県神戸市東灘区住吉本町三丁目10番6号	1